

第1条 BizSTATION 承認締切時間延長サービス(ひるまで総振)利用規定

1. BizSTATION 承認締切時間延長サービス(ひるまで総振)(以下「Biz ひるまで総振サービス」といいます。)とは、BizSTATION 総合／給与振込サービス(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定めるサーバ接続サービスおよび BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「総合／給与振込」を含みます。以下同じです。)をお申込のお客さまが、BizSTATION 利用規定(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定めるサーバ接続サービスに関しては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定とし、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「総合／給与振込」に関しては BizSTATION 利用規定および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定とします。以下「Biz 総振関連規定」といいます。)で定められた締切時間を越えて総合振込取引の依頼のための承認操作(BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定または BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に従い依頼内容が確定となるデータ送付を行うこと)を含みます。以下同じです。)を行うことができるサービスのことをいいます。
2. Biz ひるまで総振サービスの利用にあたっては本 BizSTATION 承認締切時間延長サービス(ひるまで総振)利用規定(以下「Biz ひるまで総振サービス規定」といいます。)および Biz 総振関連規定を適用するものとします(Biz 総振関連規定に規定された「本サービス」に Biz ひるまで総振サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz ひるまで総振サービス規定と Biz 総振関連規定が抵触する場合には、Biz ひるまで総振サービス規定が優先されるものとします。

第2条 サービスの内容

1. 総合振込取引依頼のための承認操作締切時間は、振込指定日当日の午前 12 時とします。
2. お客さまは Biz 総振関連規定で定められた締切時間を越え前項の締切時間内に総合振込取引の依頼をする場合は、総合振込取引依頼のための承認操作を行うまでに振込金額および BizSTATION 利用規定第1条第4項第2号または BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第1条第5項第2号に従って届け出た内国為替手数料の引落方法が都度引落す方法による場合は振込手数料および消費税との合計額を引落口座に準備しておくものとします。当行は引落口座から資金を引落のうえ、振込先口座あてに振込通知の発信処理を行います。

第3条 利用手数料

Biz ひるまで総振サービスの利用にあたっては、Biz ひるまで総振サービス利用手数料および消費税をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz ひるまで総振サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz ひるまで総振サービス利用手数料および消費税が引落せなかった場合、当行は引落せなかった額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz ひるまで総振サービスは、BizSTATION 総合／給与振込サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. Biz ひるまで総振サービスの利用を申込される方は Biz ひるまで総振サービス規定、Biz 総振関連規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz ひるまで総振サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4. お客さまは、当行所定の方法により Biz ひるまで総振サービスを取止めることができます。この場合、BizSTATION 総合／給与振込サービスは引き続きご利用になれるものとします。
5. BizSTATION 総合／給与振込サービスを取止める場合は、Biz ひるまで総振サービスも取止めるものとします。

第5条 当行からのサービス取止め

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz ひるまで総振サービスを取止めできるものとします。
 - (1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
 - (2) お客さまが Biz ひるまで総振サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定めるサーバ接続サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz ひるまで総振サービスも当然に取止めになります。
3. Biz ひるまで総振サービスは、3ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。

第6条 関係規定の適用

Biz ひるまで総振サービス規定および Biz 総振関連規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第7条 サービス内容または規定の変更

当行は Biz ひるまで総振サービスまたは Biz ひるまで総振サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第8条 補則

1. 旧 UFJ 店の口座をお持ちの方向け法人インターネットバンキング・U-LINE Web シリーズのデータ受付時限延長サービス「ひるまで総振」をご利用の場合、当行所定の日より Biz ひるまで総振サービスがご利用になれるものとします。
2. 前項にあたっては、①U-LINE Web サービスご利用規定・②U-LINE Web 取引による総合振込に関する協定書・③データ受付時限延長サービス「ひるまで総振」利用申込書兼特約書等の内容に基づき、U-LINE Web Pro 申込書・U-LINE Web 取引による総合振込に関する協定書・データ受付時限延長サービス「ひるまで総振」利用申込書兼特約書を以って、当行所定の日から Biz ひるまで総振サービスの利用を申込んだものとし、あらたな当行所定の書類提出は不要とします。
3. 当行は、U-LINE Web Pro 申込書・U-LINE Web 取引による総合振込に関する協定書・データ受付時限延長サービス「ひるまで総振」利用申込書兼特約書に記載された内容を元に、U-LINE Web シリーズのデータ受付時限延長サービス「ひるまで総振」に準じた Biz ひるまで総振サービスがご利用いただけるよう、当行所定の方式により必要な各種項目を設定します。U-LINE Web シリーズのデータ受付時限延長サービス「ひるまで総振」ご利用者が Biz ひるまで総振サービスをご利用されるにあたっては、これらの項目設定ならび Biz ひるまで総振サービス規定をご了承されたものとします。

以上